

循環型社会形成推進地域計画 (豊後大野ブロック地域)

豊後大野市

臼杵市

当初 平成 22 年 1 月 20 日

変更 平成 24 年 1 月 10 日

豊後大野ブロック地域 循環型社会形成推進地域計画

豊後大野市
臼杵市

平成 24 年 1 月 10 日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

平成 22 年 3 月 29 日付環廃対発第 100329006 号で承認を受けた豊後大野市循環型社会形成推進地域計画を次のとおり変更する。

◎変更の内容

既存のごみ焼却施設の老朽化による機能低下等に対応し、延命化を図るため、基幹的設備改良事業（平成 25～27 年度）及び事業実施に必要な計画支援事業（平成 24 年度）を追加するもの。また、浄化槽設置整備事業の整備計画の変更を行うもの。

(1) 対象地域

◎ 一般廃棄物等の処理に関わる対象地域を以下とします。

構成市町村名 豊後大野市、臼杵市（野津処理区）
面積 742.55km²
人口 49,093 人（平成 23 年 3 月 31 日現在）
該当地域 過疎地域（豊後大野市）
※別添付資料として対象地域図を添付した。（添付資料①）

	面積※1	人口※2
豊後大野市	603.36km ²	40,369 人
臼杵市(野津処理区)	139.19km ²	8,724 人
地域合計	742.55km ²	49,093 人

※1 国土地理院(全国度道府県市区町村別面積調)

※2 平成 23 年 3 月 31 日現在（住民基本台帳人口+外国人登録者数）

注 1 臼杵市のうち、臼杵市（野津処理区）以外の地域は、大分市、竹田市、由布市及び臼杵市の 4 市で構成する大分ブロック地域に含まれる。

(2) 計画期間

本計画は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

豊後大野ブロック地域（以下、「本地域」という。）は、平成 17 年 3 月 31 日に旧三重町、旧清川村、旧緒方町、旧朝地町、旧大野町、旧千歳町、旧犬飼町の 5 町 2 村が合併して誕生した豊後大野市及び平成 17 年 1 月 1 日に臼杵市と合併した旧野津町（臼

杵市野津処理区)で構成される地域である。

本地域は、大分県の南西部に位置し、1000m級の山々に囲まれた自然豊かな地域である。また、大野川及びその支流による豊かな水利を利用した県内屈指の畑作地帯を形成しており、農業を基幹産業としている。

本地域では、市町村合併以前より、ごみ処理、し尿処理については、旧大野広域連合(平成17年3月30日解散)を組織し実施してきた経緯がある。

このような地域特性のもと、本地域のごみ処理の方針としては、分別区分及び処理方法は今後も引き続き現行体制を維持していくものとし、地域住民、事業者、行政の三者が協働することにより発生抑制、再使用・再生利用の促進、適正処理を推進し、循環型社会の構築を目指す。

家庭系ごみについては、既に容器包装リサイクル対象物の全品目の分別収集を実施しており、今後は、排出抑制のための環境教育・啓発普及活動及び分別排出の徹底のための施策を推進することにより、更なる排出抑制、再資源化の推進に努める。事業系ごみについても、その発生抑制及び再生利用の推進を図る。

ごみ処理については、豊後大野市清掃センターの一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設)にて継続実施していくが、ごみ焼却施設については、供用開始後13年が経過していることから、老朽化による機能低下等に対応するため基幹的設備の改良を行い、CO₂削減と長寿命化を図る。

また、最終処分については、引き続き委託処分を行う。

生活排水処理の方針としては、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、本地域の構成市が策定している生活排水処理施設整備構想に基づき、公共下水道及び農業集落排水施設等の集合処理施設及び合併処理浄化槽の整備・普及に努めていく。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、豊後大野市白鹿浄化センターで引き続き適正処理を行うものとし、処理後に発生する汚泥については堆肥化し、地域内での循環利用を推進する。

(4) 広域化の検討状況

大分県が平成18年3月に策定した「第2次大分県ごみ処理広域化計画」では、本地域は県南大野ブロックとして、佐伯市とごみ処理の広域化を行う計画となっている。

本地域では、ごみ処理の広域化が実施されるまで、現施設を計画的に維持補修しつつ、継続使用していくことで、安定的なごみ処理を実施していく計画である。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

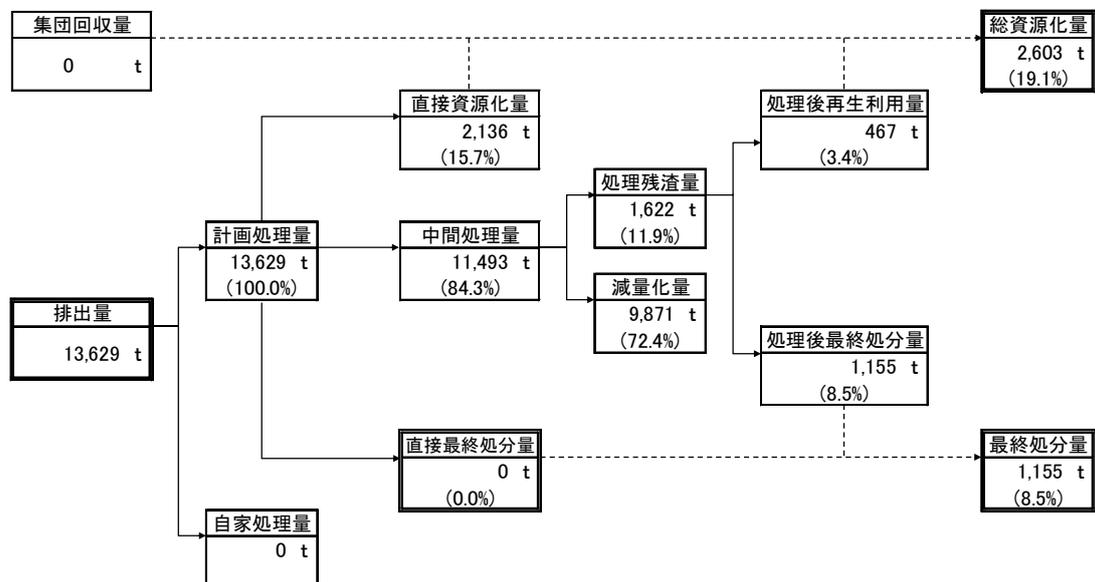
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 22 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、13,629 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 2,603 トン、リサイクル率は 19.1% である。

中間処理による減量化量は 9,871 トンであり、計画処理量の排出量のおおむね 7 割が減量化されている。また、計画処理量の約 8.5% に当たる 1,155 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 10,785 トンである。また、ごみ焼却施設では、余熱利用として温水の場内利用を行っている。



- ※ 総資源化量の () は総排出量に対する割合、それ以外の () は排出量に対する割合
- ※ 集団回収については、収集量を把握していない。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（現状）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 22 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。
 生活排水処理対象人口は、全体で 49,093 人であり、水洗化人口は 21,660 人、汚水衛生処理率は 44.1% である。

し尿排出量は 3,873kl/年、浄化槽汚泥排出量は 16,590kl/年であり、処理・処分量 (=収集・運搬量) は 20,463kl/年である。



図 2 生活排水の処理状況フロー (現状)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいく。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合※1) (平成22年度)	目標(割合※1) (平成28年度)
排出量	事業系 総排出量	3,771 トン	3,186 トン(-15.5%)
	1事業所当たりの排出量※2	1.63 トン/事業所	1.44 トン/事業所(-11.7%)
	家庭系 総排出量	9,858 トン	8,579 トン(-13.0%)
	1人当たりの排出量※3	151 kg/人	125 kg/人(-17.2%)
合計 事業系家庭系排出量合計		13,629 トン	11,765 トン(-13.7%)
再生利用量	直接資源化量	2,136 トン(15.7%)	2,527 トン(21.5%)
	総資源化量	2,603 トン(19.1%)	2,985 トン(25.4%)
熱回収量	総回収量(年間の熱回収量)	24,806 MJ/年	19,775 MJ/年
減量化量	中間処理による減量化量	9,871 トン(72.4%)	7,870 トン(66.9%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,155 トン(8.5%)	910 トン(7.7%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} ÷ 事業所数

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} ÷ 人口

注1 事業所数は平成22年度は2,308事業所、平成28年度は2,205事業所(推計値)。

注2 人口は、平成22年度は49,093人、平成28年度は45,959人(推計値)。

《指標の定義》

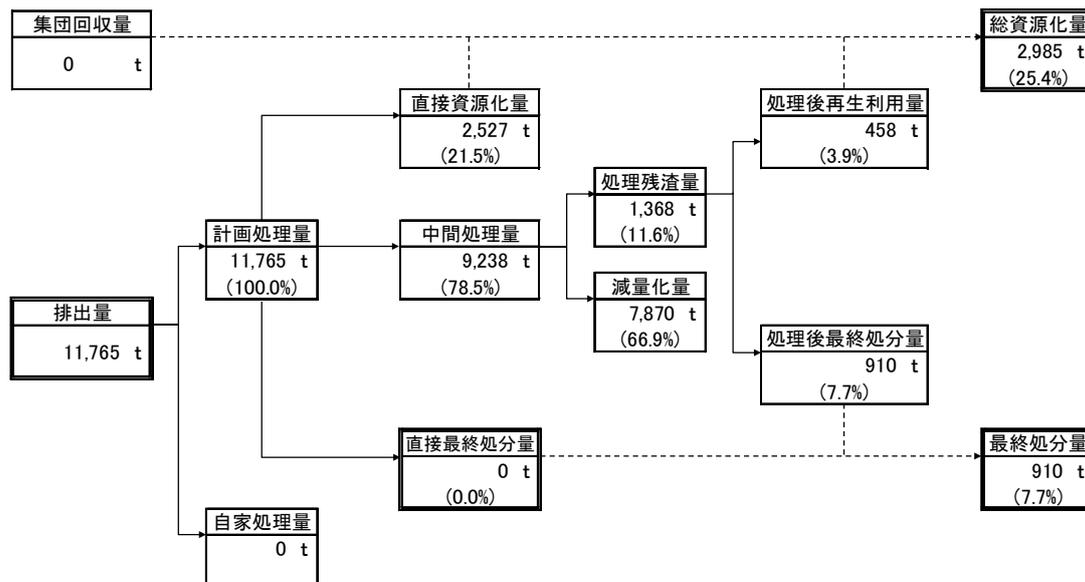
排 出 量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

熱 回 収 量：熱回収施設において回収された熱回収量〔単位：MJ〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※ 総資源化量の()は総排出量に対する割合、それ以外の()は排出量に対する割合

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、公共下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成 22 年度実績	平成 28 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	3,032 人 (6.2%)	2,987 人 (6.5%)
	農業集落排水施設等	3,319 人 (6.8%)	3,108 人 (6.8%)
	合併処理浄化槽等	15,309 人 (31.1%)	16,837 人 (36.6%)
	未処理人口	27,433 人 (55.9%)	23,017 人 (50.1%)
	合計	49,093 人	45,949 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,873 キロリットル	3,271 キロリットル
	浄化槽汚泥量	16,590 キロリットル	16,678 キロリットル
	合計	20,463 キロリットル	19,949 キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

現在、家庭系ごみの可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみの収集については、指定袋を使用して排出量に応じて、排出者が手数料を負担する単純従量型方式でごみ処理手数料を徴収しており、粗大ごみ収集については、申込制による有料戸別収集を行っている。

事業系ごみについては、少量定額・多量従量型により処理料金を徴収している。

今後は、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出抑制と3Rの推進を図り、ごみ処理手数料単価を適宜見直す。

イ 環境教育、普及啓発、助成

リサイクル活動への意識の向上を図るため、次の活動に努める。

- ・ごみの減量化、再利用、適切なごみの出し方に関する啓発
- ・専門の広報紙、PRビデオ、小学生用副読本などを活用した教育
- ・豊後大野市清掃センターの見学等による教育・啓発
- ・生ごみ処理容器等購入への助成金制度の継続

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

関係機関と協力し、過剰包装を控え簡易包装に努めるとともに、マイバッグ運動(買物袋の持参運動等)を推進する。

エ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・広報活動の実施
- ・廃油ポット、三角コーナーネット、拭取り紙等の排出抑制用品の普及
- ・無リン洗剤、せっけんの使用

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

現状での分別処理方法等は表3に示すとおりである。

分別区分及び処理方法は今後も引き続き維持していくものとし、廃棄物の発生抑制と再利用に関する施策に取り組んでいくとともに、分別排出を徹底することにより、ごみ排出量の削減や再資源化に努めていく。

また、容器包装リサイクル法で定める容器包装廃棄物の分別収集の徹底により、全量リサイクルを目標に再生利用に努める。

また、ごみ処理については今後も豊後大野市清掃センターにて継続実施していく予定であるが、ごみ焼却施設については老朽化による機能低下に対応するため、基幹的設備改良事業を実施することにより施設のCO₂削減と長寿命化を図る。最終処分については、引き続き委託処分とする。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、家庭ごみの区分に従い処理・処分を行っており、今後も引き続き現状を維持する。また、今後は、多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導していくなど、事業系ごみの排出抑制対策を講じる。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

豊後大野市清掃センターのごみ焼却施設では、豊後大野市の条例で承認する機関から発生する産業廃棄物（BSE 特定部位、グリセリン廃液）を併せて処理しており、今後も引き続き処理を行っていく。

エ 生活排水処理の現状と今後

公共用水域の水質汚濁防止を図るため、今後も引き続き、本地域の構成市が主体となり生活排水処理施設の整備を進めていく。

なお、豊後大野市については、既存の集合処理施設（公共下水道及び農業集落排水施設）が整備されている区域以外では、合併処理浄化槽の整備を進める。

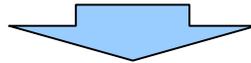
し尿及び浄化槽汚泥の処理については、豊後大野市白鹿浄化センターで適正処理及び処理後に発生する汚泥の資源化を行う。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみの排出抑制と分別の徹底を図る。
- ◇ 事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導していくなど、事業系ごみの排出抑制対策を講じる。
- ◇ 豊後大野市清掃センターのごみ焼却施設については、基幹的設備改良事業を実施することにより施設のCO₂削減と長寿命化を図る。
- ◇ 集合処理施設が整備されない区域においては、合併処理浄化槽の整備を行う。

表3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H22)				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (t/年)	
可燃ごみ	焼却	豊後大野市清掃センター (ごみ焼却施設)	10,395	
不燃ごみ	破碎・選別	豊後大野市清掃センター (粗大ごみ処理施設)	209	
粗大ごみ		又は(資源化施設)	560	
資源ごみ (リサイクルごみ)	リサイクル	豊後大野市清掃センター (資源化施設) 売却引き渡し	1,934	
		容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルート		
		資源ごみ (プラスチック類)	民間のRDF化施設	531



今 後 (H28)					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (t/年)
			一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	埋立	豊後大野市清掃センター (ごみ焼却施設)	委託による埋立処分	8,265
不燃ごみ	破碎・選別	再資源化	豊後大野市清掃センター (粗大ごみ処理施設) 又は(資源化施設)	売却又は委託処理	179
粗大ごみ		焼却		豊後大野市清掃センター (ごみ焼却施設)	
		埋立		委託による埋立処分	474
資源ごみ (リサイクルごみ)	リサイクル	圧縮、売却	豊後大野市清掃センター (資源化施設)	売却	2,229
		売却	豊後大野市清掃センター (資源化施設)	売却	
		再資源化	指定法人ルート	指定法人へ引き渡し	
		資源ごみ (プラスチック類)	再資源化	委託処理	民間のRDF化施設

※分別区分については、区分された廃棄物が具体的にどのような廃棄物を指すかを別紙により説明

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表4に示す施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設	豊後大野市清掃センター基幹的設備改良事業	50 t/日	大分県豊後大野市三重町上田原 1936 番地	H25～H27

(整備理由)

事業番号1 現有処理施設の老朽化による機能低下、長寿命化

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については表5のとおり行う。

なお、臼杵市(野津処理区)の合併処理浄化槽の整備事業については、地域再生基盤強化交付金制度の汚水処理施設整備交付金を活用していることから、本計画では対象外事業とする。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数(基) (平成22年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	226	2,560	6,144	H22～H26

(4) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

上記(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画策定支援事業を行う。

表6 実施する長寿命化計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	豊後大野市清掃センター基幹的設備改良事業に係る長寿命化計画策定業務	施設の長寿命化計画策定に係る事業	H24

(5) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	豊後大野市清掃センター基幹的設備改良事業に係る発注支援業務	発注仕様書作成等	H24

(6) その他の施策

その他、本地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電等（家電 4 品目、パソコン）のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法及び資源有効利用促進法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力し、普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策

地域の環境衛生委員と協力し、廃棄物の不法投棄防止に係る意識啓発に努めるとともに、保健所、警察等と共同で不法投棄パトロールを行うなど、不法投棄の防止に努める。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

大分県や本地域の構成市が策定する災害廃棄物処理計画等を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

エ 生活雑排水の適正処理推進

浄化槽を正常に機能させるため、浄化槽の保守・点検や清掃等の徹底を推進していく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域においては、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて大分県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行うこととする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況や整備状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。